

規制の事前評価書

法令案の名称：建築基準法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称 (1) 型式適合認定の対象とする建築物の追加（令第10条第1号、令第136条の2の11第1号関係）

(2) 採光規制の対象となる建築物の合理化（令第19条第1項関係）

(3) 防火上及び避難上の規制の対象となる建築物の合理化（令和第109条の2の2第1項並びに第112条第1項、第4項、第5項及び第11項関係）

(4) 用途地域における危険物の総量規制の合理化（令第130条の9第1項関係）

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課・参事官（建築企画担当付）

評価実施時期：令和8年7月29日

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）における下記（1）から（4）までの規制について、所要の改正を行う。

((1) について)

型式適合認定制度は、同一の設計仕様（型式）の建築物を量産する場合等において、あらかじめ建築物の部分が、令第136条の2の11において定める一連の規定（以下単に「一連の規定」という。）に適合するものであることの国土交通大臣又は指定認定機関等の認定を取得しておくことで、個々の建築物の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条及び法第6条の2）の手續において当該一連の規定に係る審査を省略することができる制度である（法第68条の10第1項）。今般、令第136条の2の11に定める一連の規定として、法及び令における構造耐力に係る規定（以下「構造関係規定」という。）を独立して位置づけ、当該規定に適合する型式について認定を行う型式適合認定の類型を新設する。

((2) について)

法第28条において住宅、学校、病院、診療所、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室（居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）については、一定規模の採光のための窓その他の開口部（以下「採光部」という。）を設けることとしており、同条の規定の適用の対象となる建築物として令第19条第1項で児童福祉施設等を規定しているところ、同項の対象となる建築物から、利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める建築物を除外する。

((3) について)

令第136条の2第1号ロの基準に適合する建築物及び同条第2号ロの基準に適合する建築物（以下「延焼

防止建築物等」という。)について、主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角(令第109条の2の2第1項)、大規模建築物の面積区画(令112条第1項、第4項及び第5項)及び吹き抜けとなっている部分等の上下階を貫通する空間を設ける建築物の堅穴区画(令112条第11項)に係る規制(以下「層間変形角及び防火区画(面積区画、堅穴区画)に係る規制」という。)の対象としていたところ、当該規制の適用の対象から、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して(避難上及び)防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める建築物を除く。

((4) について)

法別表第2(と)項第4号、(ぬ)項第4号及び(る)項第2号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第7項、第10項及び第11項の規定を準用する場合を含む。)では、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で政令で定めるものの立地を制限しており、令第130条の9第1項にて当該建築物で貯蔵又は処理してよい危険物の貯蔵量の上限を規定しているところ、圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用するための設備であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスについては、用途地域ごとに定められた貯蔵量の上限に係る規制の対象外とする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

((1) について)

災害によるサプライチェーンの混乱・機能不全等により建築材料の調達が困難となる事象や、より高性能な建築材料の流通により、型式の仕様を変更しようとする場合、型式の全体について型式適合認定を取得する必要がある、型式適合認定を既に取得している者の負担が指摘されていたほか、型式適合認定を受けた建築材料が入手できない場合には、型式適合認定制度の活用による建築確認における審査省略を受けることができないため、建築物の迅速かつ安定的な供給が困難となる懸念がある。この点、確認審査において申請者の負担が最も大きい部分が構造関係規定への適合性審査への対応であること、構造耐力に係る建築物の部分は、商品開発や機能向上等が頻繁には行われないことを踏まえ、建築材料の入手が困難となる場合でも構造耐力に係る審査を省略することで、建築材料部分についてのみ個々に建築確認で確認するといった柔軟な対応を可能とすることができるよう、見直しの要望が寄せられている。

((2) について)

児童福祉施設等の用途に供する施設については、健康への配慮から自然光を浴びる必要性が特に高い者が長時間滞在することが想定されることに鑑み、当該施設の一定の居室について採光部を設けなければならないこととしている(法第28条第1項)。令第19条第1項では、住宅、学校、病院等に類するものとして児童福祉施設等を法第28条第1項の規定の適用の対象として規定しているところ、通所型サービスのみを提供する施設など、利用者の滞在時間が短く、利用者が自宅等で自然光を十分に浴びることが可能な一部の施設についても法第28条第1項の規定の適用対象となるため採光部を設ける必要があり、このことが当該施設の整備における支障の一つとなっていることから、この支障を解消するような見直しの要望が寄せられている。

((3) について)

防火に関する規定のうち、層間変形角及び防火区画(面積区画、堅穴区画)に係る規制の対象から、その

構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して（避難上及び）防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める建築物を除くことについて、安全上問題ないとする技術的知見が得られた。

（（４）について）

準工業地域等の一部用途地域では、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、令第 130 条の 9 に定める貯蔵量の上限以上の危険物を貯蔵又は処理するものは、建築することのできない建築物として用途規制の対象とされており、危険物である圧縮ガス又は可燃性ガスについて、十分な量を貯蔵できない等の問題が生じている。今般、国土交通大臣が定める基準に適合する施設を設置する場合にあっては、当該施設において貯蔵又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスの量にかかわらず、市街地環境に対し必要な安全性が確保されとの結論が得られた。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

（（１）について）【緩和】

令第 136 条の 2 の 11 において一連の規定として新たに独立して位置づけられる構造関係規定に適合している型式について、新たに型式適合認定を行うことができることとする。

（（２）について）【緩和】

採光規制（法第 28 条第 1 項並びに令第 19 条第 1 項）を受ける建築物のうち、「利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」を除く。

（（３）について）【緩和】

層間変形角及び防火区画（面積区画、堅穴区画）に係る規制について、それぞれの規制の適用を受ける延焼防止建築物等から「その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して（避難上及び）防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」を除くこととする。

（（４）について）【緩和】

法別表第 2（と）項第 4 号、（ぬ）項第 4 号及び（る）項第 2 号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項、第 10 項及び第 11 項の規定を準用する場合を含む。）に規定する危険物のうち、国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスについては、令第 130 条の 9 にて用途地域ごとに定められた貯蔵量の上限に係る規制の対象外とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

緩和のみのため、記載不要。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

（（１）について）

- ・ 構造耐力に係る一連の規定を満たしたことについての型式適合認定を新設することにより、建築物の供給

の停滞に係るリスクを軽減し、また、建築物のより安定的な供給が可能となる。

((2) について)

- ・ 採光規制の緩和によって、令第 19 条第 1 項に定める児童福祉施設等のうち利用者の滞在時間が短いこと等により衛生上支障がないものを整備する際の支障が解消される。

((3) について)

- ・ 延焼防止建築物等に対する層間変形角及び防火区画（面積区画、堅穴区画）に係る規制の見直しにより、延焼防止建築物等のうちその構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して（避難上及び）防火上支障がない建築物を建築する際の支障が一定程度緩和される。

((4) について)

- ・ 国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスの貯蔵量について、その上限を撤廃することにより、当該圧縮ガス及び可燃性ガスの普及が促進される。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

((1) について)

- ・ 構造耐力に係る一連の規定を満たしたことについての型式適合認定を取得した型式を使用する建築物の場合には、建築確認における当該型式適合認定部分の審査の省略が可能となり、審査手続きにおける負担軽減が見込まれることから、顕在化する新たな負担は想定されない。

((2) について)

- ・ 建築基準法令における採光規制の対象から、児童福祉施設等のうち滞在時間が短いこと等により衛生上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める施設を除くものであり、当該規制緩和により顕在化する新たな負担は想定されない。

((3) について)

- ・ 延焼防止建築物等に対する層間変形角及び防火区画（面積区画、堅穴区画）に係る規制を緩和するものであり、当該規制緩和により顕在化する新たな負担は想定されない。

((4) について)

- ・ 建築基準法令における圧縮ガス又は可燃性ガスの貯蔵量の上限に係る規制を緩和するものであり、当該規制緩和により顕在化する負担は発生しない。

<行政費用>

((1) について)

- ・ 構造耐力に係る一連の規定を満たしたことについての型式適合認定を取得した型式を使用する建築物の場合には、建築確認における当該型式適合認定部分の審査の省略が可能となり、審査手続きにおける負担の軽減が見込まれることから、行政費用の増加は想定されない。

((2) について)

- ・ 建築基準法令における採光規制の対象から、児童福祉施設等のうち利用者の滞在時間が短いこと等により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める施設を除くものであり、これによる行政費用の増加は想定されない。

((3) について)

- ・ 延焼防止建築物等に対する層間変形角及び防火区画（面積区画、堅穴区画）に係る規制を緩和するものであり、これによる行政費用の増加は想定されない。

((4) について)

- ・ 準工業地域等の用途地域における危険物の貯蔵量の上限に係る規制を緩和するものであり、これによる行政費用の増加は想定されない。

<その他の負担>

- ・ 当該規制緩和による副次的及び波及的な負担は想定されず、新たな負担は想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている
- ☐ その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 特になし

<関連する会合の名称、開催日>

((1) について)

- ・ 型式合理化要望検討会において聞き取りを行った。(一般社団法人プレハブ建築協会 令和5年10月から令和7年3月に開催)

((2) について)

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会の中間整理において、採光のあり方を検討することが必要であるとされた。(厚生労働省 令和5年12月
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36765.html)

((3) について)

- ・ 日本建築行政会議防災部会より聞き取りを行った。(日本建築行政会議 令和8年3月)

((4) について)

- ・ 危険物の貯蔵等に係る規制の合理化に関する検討会において検討を行った。(国土交通省 令和7年8月～令和8年3月に開催)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 特になし

6 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 本規制案については、本政令案の施行から5年後に、事後評価を実施する。